

使用貸借契約書（案）

奈良市（以下「発注者」という。）と

（以下「受注者」という。）とは、奈良市戸籍データ入力等業務委託（以下、「委託業務」という。）契約に基づいて、次の条項により委託業務で使用する戸籍システム端末機器等（以下「貸与品等」という。）の貸与に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 発注者は、受注者に対して委託業務の履行に必要な貸与品等を無償で貸与する。

（貸与期間）

第2条 貸与期間は、令和7年12月1日から令和12年11月30日までとする。ただし、貸与期間内であっても委託業務契約が終了した場合は、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

（使用目的）

第3条 受注者は、貸与品等を委託業務のために使用するものとする。

（契約対象物件及び設置場所）

第4条 契約対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（1） 物件及び数量

貸与品等 1式

（明細は別紙「貸与品等」のとおり）

（2） 設置場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 市民課内

（目的外使用の禁止）

第5条 受注者は、貸与品等を第3条に定める目的以外の用途に使用してはならない。

（原形変更の禁止）

第6条 受注者は、貸与品等の原形を変更してはならない。

（権利の譲渡及び転貸の禁止）

第7条 受注者は、貸与品等の使用権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（管理義務）

第8条 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 受注者は、貸与品等が故障等により正常に使用できないときは、直ちにその旨を発注者に報告しなければならない。

（利用経費等の負担）

第9条 貸与品等の利用にあたって、別途必要となる経費の負担が発生した場合については「奈良市戸籍データ入力等業務委託仕様書」で定める。

(原形回復の義務)

第 10 条 受注者は、貸与品等の原形を破損したときは、貸与期間満了又は委託業務契約の解除により貸与品等を発注者に返還する際、原形に回復しなければならない。

2 前項の規定による原形回復に要する経費は、すべて受注者の負担とする。

(発注者の解除権)

第 11 条 発注者は、受注者がこの契約又は委託業務契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(契約の一時中断)

第 12 条 発注者が必要と認めた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、この契約を一時中断することができる。

(損害賠償)

第 13 条 受注者は、貸与品等を破損又は亡失若しくはその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に原状に復し、又は代品を納め、若しくは復旧に係る金額を賠償しなければならない。

(返還等)

第 14 条 受注者は、貸与品等を第 3 条の使用目的に使用しないようになった時は、速やかに発注者に通知し返還するものとする。この場合においては、この契約を解除するものとする。

2 受注者は、貸与期間の満了又は第 11 条及び前項の定めにより発注者がこの契約を解除した場合においては、発注者の指示に従い、受注者の責任で遅滞なく貸与品等を発注者に引き渡さなければならない。

(暴力団排除措置による解除等)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められ

るとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 第11条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

受注者 (住所又は所在地)
(商号又は名称, 法人の場合は法人名)
(氏名, 法人の場合は代表者の氏名)

